



公立羽咋病院

看護師等修学資金貸与制度のしおり



目 次

制度の目的	1
貸与の概要と申し込み	1
貸与決定までの流れ	3
貸与の休止と打ち切り	3
修学資金の返還	4
異動と届け出	6

制度の目的

少子高齢化社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上で地域における医療環境の整備・充実がきわめて重要な課題となっています。

そこで、公立羽咋病院では、地域医療を担う有資格者を確保することを目的として、大学等において看護師等養成課程にある方で、卒業後ただちに公立羽咋病院に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金の貸与を行います。

貸与の概要と申し込み

1. 修学資金

【修学資金の額】 看護師：月額5万円
(在学施設の正規の修学年限まで支給)

2. 募集人員

【令和6年度募集人員】
看護師：2名

3. 応募資格

以下の要件をすべて満たす者

- 大学または専門学校等の看護師を養成する施設に在学していること
- ※5年制一貫教育の高等学校に在学する場合は、看護専攻科相当学年（第4年次・第5年次）のみを対象とする
- 大学または専門学校等を卒業し、当該免許を取得した後、ただちに公立羽咋病院に勤務する意思を有していること
- ※ただし、公立羽咋病院での勤務を開始する時点で40歳以下であること

4. 申し込み手続き

募集期間内に、「看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて申し込んでください。

《添付書類》

- ・大学・専門学校等の在学証明書
- ・保証人の所得証明書

【提出先】

〒925-8502

石川県羽咋市的場町松崎 24 番地

公立羽咋病院 総務課

※封筒に「修学資金貸与申請書在中」と朱書きしてください

5. 募集期間

令和6年5月7日（火）～令和6年6月14日（金）

※郵送必着

※持参の場合、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで

公立羽咋病院 2 階 総務課で受け付けます

6. 選考方法・日時

応募された方について、書類審査と面接選考を行います。

【選考日時（予定）】

令和6年7月中旬～下旬

【場所】

公立羽咋病院 2 階第1会議室

貸与決定までの流れ

1. 貸与決定までの流れ

申請者から「看護師等修学資金貸与申請書」の提出があった後、書類審査、面接を行います。面接の結果を受けて、当院が貸与すべきと判断した方へ「看護師等修学資金貸与決定通知」を送付し、契約の締結を行います。

2. 修学資金の貸与

- 修学資金の額 看護師：50,000 円
- 貸 与 期 間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 貸 与 方 法 毎月 1 日（休日等の場合は翌日）口座振り込み

※**1 年目については、貸与が決定次第、当該年度の 4 月 1 日に遡って修学資金を貸与します。**この場合、遡った分については初回の振り込み月にまとめて貸与する形になります。

3. 翌年度以降の貸与について

2 年目以降については、毎年 4 月に新年度分の契約を新たに締結します。

貸与の休止と打ち切り

1. 貸与の休止

貸与を受ける者が休学し、または停学の処分を受けた場合は、その日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとします。

月の途中に当該事由が決定したことにより、貸与を行わない期間に対して既に貸与された修学資金が発生した場合、その修学資金は復学した日以降の分とみなし、貸与再開後すぐの修学資金と差引調整を行います。

2. 貸与の打ち切り

貸与を受ける者が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打ち切ることとします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

修学資金の貸与を打ち切られた場合には、その時点までに貸与された修学資金の債務の返還が必要となります。

修学資金の返還

1. 返還免除

以下の事項を満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。また、以下の在職期間中に職務により死亡し、または職務に起因する心身の故障のため免職された場合についても、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

- 免許取得後、ただちに公立羽咋病院において以下の期間、勤務したとき
【看護師】5年

2. 裁量免除

修学資金の貸与を受けた者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができないと当院が認める場合には、当該修学資金の返還の債務の全部または一部が免除される場合があります。

3. 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息（※）を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月初日から起算して6ヶ月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部または一部を繰り上げて返還しても構いません。

○修学資金の貸与を打ち切られたとき

○大学等を卒業した日から起算して2年以内に資格取得できなかったとき

※利息：最初に修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年14.5%の割合で計算した額

4. 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還事由の生じた日から起算して20日以内に「看護師等修学資金返還届出書」を提出しなければなりません。

異動と届け出

1. 大学在学中の届け出

(1) 定期の届け出

年度末までに、当該年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

(※貸与が決定された日の属する年を除く)

(2) 異動届け出

以下のいずれかに該当することとなった場合には、ただちにその旨を届け出てください。

- 氏名または住所を変更したとき
- 退学したとき
- 看護学を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたときおよび復学したとき
- 保証人の氏名、住所または職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したときまたは破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

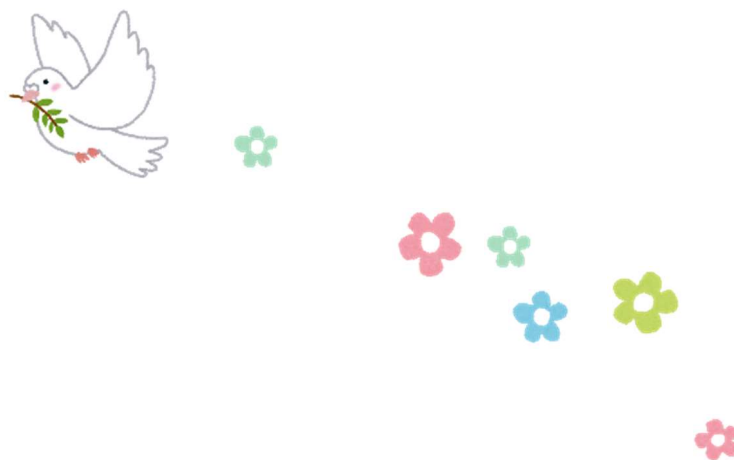
2. 公立羽咋病院での勤務開始後の届け出

以下のいずれかに該当することとなった場合には、ただちにその旨を届け出てください。

- 氏名または住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所または職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したときまたは破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

174 床とけして大きくはありませんが、
フットワークが軽く、他職種の顔が分かる横の連携、
チーム医療を得意とする病院です！

質問等ありましたら、お気軽にご連絡ください



《問い合わせ先》

〒925-8502

石川県羽咋市的場町松崎 24 番地

公立羽咋病院 総務課

電話：0767-22-3307

メール：syomuka@hakuihp.jp

URL：https://www.hakuihp.jp

※ホームページから申請書等のダウンロードが可能です